

掛川SDGsプラットフォーム規約

(名称)

第1条 本会は、「掛川SDGsプラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、掛川市におけるSDGs（「持続可能な開発目標」をいう。以下同じ。）の取り組みの一層の推進に向け、本市と企業・団体等の連携強化を図るとともに、企業・団体等の相互交流や情報交換を促し、もって地域経済の活性化と新たな事業及び雇用の創出を図ることを目的として、プラットフォームを設置する。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) SDGsの普及啓発に関すること。
- (2) SDGsの情報発信及び情報共有に関すること。
- (3) 行政・パートナー間の共創の場づくりに関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、目的の達成に必要と認める活動に関すること。

(運営及び管理)

第4条 プラットフォームの運営及び管理の事務を処理するため、掛川市経営企画部企画政策課に事務局を置く。

(パートナー)

第5条 本会は、本会の目的に賛同し、本規約を順守する企業・団体（法人格の有無を問わない）等のパートナーをもって組織する。

(入会金及び年会費)

第6条 本会の入会金及び年会費は無料とする。

(パートナーの登録基準)

第7条 登録は、SDGsの達成に向け取り組んでいる、または取り組みを始める予定の企業・団体等のうち、次の各号のいずれにも該当するものについて行う。

- (1) SDGsの達成に向けた取り組みを第8条の登録フォームにて示し、市の確認を得ていること。
- (2) 前号の取り組みとSDGsの17のゴールとの関係が明確であること。
- (3) 「掛川市ホームページ広告掲載基準」第3条各号に該当していないこと。
- (4) その他、パートナーとして適さないと認められる企業・団体でないこと。

(パートナーの登録方法)

第8条 本会への登録を希望する者は、事務局が指定する登録フォームから申請するものとする。

(パートナーの登録)

第9条 事務局は、前条に規定する申請を確認し、第7条の登録基準に適合すると認められるときは、プラットフォームのパートナーとして登録する。

(登録情報の変更)

第10条 パートナーは、登録情報に変更がある場合は、速やかに事務局に申し出るものとする。

(パートナーの退会)

第11条 パートナーは、事務局が指定する退会フォームから届け出ることで退会することができる。

(パートナーの登録取消)

第12条 事務局は、パートナーが次の各号のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。

- (1) 本規約に違反し又は本会の信用を著しく害したとき。
- (2) パートナーが解散又は営業を停止したとき。
- (3) 法令・公序良俗に反する活動をしていることが判明したとき。
- (4) SDGsの達成に資する活動について実態がないことが判明したとき。
- (5) その他本会の運営に当たって重大な障害が生じると認められたとき。

(情報の利用制限)

第13条 パートナーは、事務局が承認した場合を除き、プラットフォームの活動を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用をすることができないものとする。

(損害賠償)

第14条 プラットフォームにおいて行われるすべての活動によって生じうる一切の損害について、掛川市及びパートナーは負担しない。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年10月22日から施行する。

この規約は、令和7年4月1日から施行する。